

2025 年 7 月 25 日

株主各位

東京都江東区豊洲六丁目 6 番 2 号
築地魚市場株式会社
代表取締役社長 山 崎 康 司

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は本日、会社法第 370 条及び当社定款第 21 条（取締役会の決議に替わる書面決議）に基づき、自己株式の処分について下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 処分株式の種類及び数 | 普通株式 5,000 株 |
| 2. 処分価額 | 1 株につき金 3,415 円
※ 2025 年 7 月 24 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値 |
| 3. 出資の目的とする財産の内容及び価額 | 2025 年 7 月 25 日付で会社法第 370 条及び当社定款第 21 条（取締役会の決議に替わる書面決議）に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）4 名及び取締役を兼務しない執行役員 7 名に付与される、当社に対する金銭債権合計金 17,075,000 円（処分する株式 1 株につき出資される金銭債権の額は金 3,415 円）を現物出資の目的とする。 |
| 4. 払込期日 | 2025 年 8 月 22 日 |

以上